

第25号議案

品川区立高齢者多世代交流支援施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年2月21日

品川区長 濱 野 健

品川区立高齢者多世代交流支援施設条例の一部を改正する条例

品川区立高齢者多世代交流支援施設条例（平成27年品川区条例第53号）

の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「支援施設の」および「(以下「貸出施設」という。)」を削り、同条第3項および第4項中「貸出施設」を「施設」に改める。

第9条中「貸出施設」を「次の各号に掲げる施設(以下「貸出施設」という。)」に、「次の各号に掲げる施設」を「貸出施設」に改める。

別表第1に次のように加える。

品川区立平塚高齢者多世代交流支援施設	東京都品川区平塚二丁目10番20号	レクリエーション室、コミュニティ室	午前9時から午後9時30分まで。ただし、日曜日および休日にあつては、午前9時から午後4時30分までとする。
		ふれあい交流室	月曜日から土曜日までの日(休日を除く。)の午前9時から午後6時まで

付 則

- 1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年2月15日から施行する。
- 2 品川区立平塚高齢者多世代交流支援施設の使用について必要な手続は、こ

の条例の施行の日前においても行うことができる。

(説明) 平塚高齢者多世代交流支援施設を設置する必要がある。